

仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故により 事業活動に支障が生じる中小企業者等に対する資金繰り支援について

県では、令和8年3月25日に仙台塩釜港塩釜港区で発生した、宮城海上保安部の巡視船からの燃料用重油流出事故により、水産加工業者等の売上の減少や資金繰りの悪化が懸念されることから、県制度融資の「災害復旧対策資金（一般枠）」の取扱いを4月10日付けで開始します。

1 資金概要

(1) 資金名	災害復旧対策資金（一般枠）
(2) 融資対象者	令和8年3月の仙台塩釜港塩釜港区で発生した重油流出事故に起因して、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している中小企業者等 ※県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要。 ※認定申請書は、県商工金融課ホームページからダウンロードできます。
(3) 融資限度額	一災害 5,000万円
(4) 融資利率	年 2.0%以内 (※県制度融資・一般資金(2.3%)よりも低利に設定)
(5) 資金使途・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内(据置2年以内)
(6) 信用保証料	年 0.45～1.00%

2 取扱期間

令和8年4月10日（金）から令和8年7月31日（金）信用保証協会申込分まで

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

(県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、
商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み)